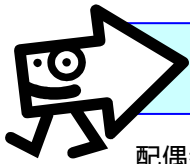


今月は年末調整特集『事前準備編』です

communis 通信

発行:コムニスサポート有限公司
〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
E-mail: info@cmns.jp
URL: <http://www.cmns.jp>



ポイント 配偶者・扶養家族の年間収入合計額を確認しましょう！

配偶者・扶養家族については、その収入に応じて控除対象となるかどうかとその控除額が決まります。

【配偶者が控除対象になるための収入の範囲】

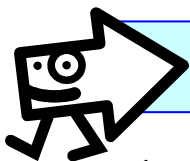
パート等の給与のみ	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の税金
100万円以下	38万円	0円	なし
100万円超～103万円未満	38万円	0円	住民税
103万円	38万円	0円	住民税
103万円超～141万円未満	0円	38万円～3万円	所得税、住民税
141万円以上	0円	0円	所得税、住民税

【扶養家族が控除対象になるための収入の範囲】 扶養控除額は家族の年齢・続柄等で変わります

アルバイト等の給与のみ	扶養控除	扶養親族自身の税金
100万円以下	受けられる	なし
100万円超～103万円以下	受けられる	住民税
103万円超	受けられない	所得税、住民税

2つの表は、収入の種類をパート・アルバイト等の給与のみと想定しています。公的年金や事業所得がある場合は収入の範囲が異なりますので、別途お問合わせ下さい。

収入が100万円以下でも、市区町村によっては住民税の負担があります。
詳しくは、住民票登録をしている自治体にお問合わせ下さい。



ポイント 証明書類を早めに用意してもらいましょう！

1. 『前職の源泉徴収票』・・・平成21年中に前職のある方は、前勤務先から届きます
2. 『生命保険料（一般用・個人年金用）・地震保険料控除証明書』・・・保険会社等から届きます
3. 『国民年金・国民年金基金控除証明書又は領収書』・・・社会保険庁・国民年金基金から届きます
4. 『小規模企業共済等掛金払込証明書又は領収書』・・・中小企業基盤整備機構等から届きます

これらは証明書類を添付しないと控除が受けられません。年末調整までに手に入らない場合は、個人で確定申告をしていただくこととなります。添付忘れ・紛失などにはくれぐれも気をつけましょう。



年末調整ミニガイド

～パートさんも雇用保険に入れます！～

『パートは所得税の扶養控除を受けるために、雇用保険に加入できないんでしょう？』という質問をよくいただきますが、それは大きな誤解です。

パートさんが雇用保険に加入するために必要な条件は2つ。

6ヶ月以上雇い続ける見込みがある

1週間あたりの所定労働時間が20時間以上

該当するパートさんがいらっしゃる場合は、すぐ加入手続きをしましょう！

ちなみに、保険料は毎月のお給料×1.2%（本人負担0.4%、会社負担0.7%）で計算します。

お給料が8万円の場合は、本人負担320円、会社負担560円です。